

(平成21年4月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岡山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 4 月から 60 年 3 月までの期間及び 62 年 4 月から平成元年 3 月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 6 月から 46 年 1 月まで
② 昭和 47 年 3 月から 50 年 2 月まで
③ 昭和 52 年 5 月から 54 年 7 月まで
④ 昭和 54 年 9 月から 55 年 3 月まで
⑤ 昭和 58 年 4 月から 60 年 3 月まで
⑥ 昭和 62 年 4 月から平成元年 3 月まで
⑦ 平成 8 年 12 月から 11 年 7 月まで

昭和 40 年ごろから平成 11 年ごろまで、私は複数回にわたり刑務所に服役していたが、その間、父親等に旧 A 町役場で私の国民年金の免除申請をしてもらっていたのに、申請免除の記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、②、③及び④について、申立人自身は国民年金の免除申請手続に関与しておらず、手続を行っていたとする申立人の父親も死亡しており、国民年金の免除申請状況が不明である。

また、申立期間①及び②については、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 51 年 7 月 15 日に払い出されており、その時点では、申立期間にさかのぼって免除申請はできず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、旧 A 町の国民年金被保険者名簿では、申立期間①及び②は未納となっている。

加えて、申立期間③及び④については、社会保険庁の特殊台帳には、昭和52年度から54年度までの未納保険料に対する納付勧奨を行った事跡があるとともに、旧A町及びB市の国民年金被保険者名簿では、未納（納付の記録が無い）となっている。

- 2 申立期間⑤及び⑥について、申立人は昭和55年4月から平成3年3月までの11年間において、申立期間⑤及び⑥を除く7年間は申請免除手続が行われており、その中には刑務所に入所していた期間の一部も含まれていることから、申立期間⑤及び⑥についても申立人の父親により申請免除手続が行われていたと考えるのが自然である。

また、申立人の父親と同居していたとみられる申立人の弟は、申立期間⑤直前の昭和57年12月に国民年金に加入し、申立人が60歳となった平成17年12月まで保険料を完納しており、このころに申立人の父親の家庭における国民年金に対する意識が高まったことがうかがえる。

- 3 申立期間⑦について、申立人自身は国民年金の免除申請手続に関与しておらず、国民年金の免除申請状況が不明である。

また、申立人は、申立期間中他県のC市に住所があり、旧A町では免除申請の手続はできない上、C市の国民年金被保険者名簿では、申立期間は未納となっている。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年4月から60年3月までの期間及び62年4月から平成元年3月までの期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年6月1日から36年10月1日まで
昭和35年6月1日にA会にB本部が設立された際採用され、B本部が解散する昭和36年10月1日まで勤務した。

当時の上司による雇用証明があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時の上司等の雇用証明があることなどから、B本部に勤務していたことは推認できるが、申立期間について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細などの資料は無い。

また、A会の退職者の会、当時の上司及びA会幹部から提出された回答書等によると、「社会保険料の差し引き等については、定かではありません。」としているなど、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実までは確認できない上、申立人は、B本部には申立人以外に正式雇用された職員はいなかったとしており、申立人と同様の雇用形態の職員に係る保険料の控除について確認することができない。

さらに、当時のA会幹部の雇用証明によると、A会は、自らの雇用者について、間違い無く年金等に参加させていたと思うとしているものの、当時、B本部も含め二十指に余る団体がつくられ、担当の事務局員を短期、長期に雇用し、社会保険の会計処理については、特別会計として別個に処理されたこともあり、関係当事者（社会保険事務所等）への報告も若干の混乱が生じたことも考えられるとしている上、当時の上司、A会幹部、会計事務担当者等からも、厚生年金保険料の控除を具体的に裏

付ける証言は得られない。

加えて、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立期間において、申立人の氏名の記載は無く、整理番号に欠番も無い上、A会は既に全喪（解散）し、書類を焼却処分しているため、人事記録等申立に関する資料を確認することができない。

このほか、申立に係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。